明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　一

〔告　示〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務一七一）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一三九）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通六六四、六六五）　九
○自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示（同六六六）　三

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　四四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○国土交通省令第四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。